

岡山県緊急事態措置の概要

1 区 域　　岡山県全域

2 期 間　　令和2年4月17日から令和2年5月6日

3 実施内容

新型インフルエンザ特措法第24条（都道府県対策本部長の権限）及び第45条（感染を防止するための協力要請）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施

（1）外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- ・ 県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要なもの等を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
- ・ 特に、大型連休期間中においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛することを要請
- ・ 県民に対し、密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、特に、「3つの密」が重なる場所、例えば、繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは、年齢等を問わず、絶対に行わないことを要請

（2）イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請

（3）適切な感染防止策の協力要請（特措法第24条第9項）

事業を継続している施設に対し、適切な感染防止対策の協力を要請